## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年11月27日

【会社名】 ピクセルカンパニーズ株式会社

【英訳名】 PIXELCOMPANYZ INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷川 直哉

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6731)3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 柳世 和大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6731)3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 柳世 和大

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (株式)

その他の者に対する割当 1,870,000,000円

(第16回新株予約権証券)

その他の者に対する割当 6,930,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払

い込むべき金額の合計額を合算した金額

6,936,930,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が 取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額 の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計

額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は2025年11月27日付で、臨時報告書を提出いたしました。これに伴い、当社が2025年11月10日に提出した有価証券届出書について、効力発生日後の2025年11月27日に臨時報告書の提出が生じたため、記載事項の一部に追記すべき事項が生じたこと及び一部記載すべき事項が漏れていたことから、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

- 第7 提出会社の参考情報
  - 2 その他の参考情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第二部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

<中略>

(5) 臨時報告書

2024年3月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会決議)に基づく臨時報告書であります。

2024年11月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年4月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会決議)に基づく臨時報告書であります。

2025年5月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

<後略>

(訂正後)

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

<中略>

(5) 臨時報告書

<中略>

2024年3月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会決議)に基づく臨時報告書であります。

2024年11月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年4月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会決議)に基づく臨時報告書であります。

2025年5月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年8月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年11月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号及び第9号の2(当社の代表取締役に異動)に基づく臨時報告書であります。

2025年11月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任)に基づく臨時報告書であります。

<後略>